

令和5年(2023年)12月8日

雲雀丘花屋敷駅周辺に係る自転車等放置禁止区域の指定について

宝塚市 都市安全部
生活安全室 防犯交通安全課

1 指定の経緯

川西市との市境に位置する雲雀丘花屋敷駅周辺の放置自転車対策については、昭和63年(1988年)に川西市と協定を締結し、翌年、同駅南側の川西市寺畠2丁目地内に共有で取得した土地に無料の自転車等駐車場を整備、川西市が管理していますが、これまで両市域とも自転車等放置禁止区域の指定は行っていません。

この度、川西市が、自転車等駐車場の設備の老朽化が著しいこと、無料施設において盗難やいたずら被害が多発していることから、管理状況の向上を図るために有料化することになり、これに伴って、同市域内に放置禁止区域の指定を予定していることから、両市で協議の結果、同駅周辺一帯での自転車等の駐車秩序を維持するため、本市域においても放置禁止区域を指定することとしました。

2 指定区域（案） 別紙「自転車等放置禁止区域図(案)」のとおり

3 施行予定日 令和6年(2024年)4月1日（川西市と同日の施行予定）

4 施行までのスケジュール

令和5年11月11日 周辺自治会等（コミュニティひばり）へ説明、意見聴取

12月8日 環境審議会へ諮問

令和6年1月 指定区域の決定、議会報告、告示

1～3月 周知期間（広報、ホームページ、周辺住民へのお知らせ等）

4月1日 施行（予定）

5 区域指定後の放置自転車等対応

これまでも、放置自転車等の発生状況を確認するため、定期的に当該駅周辺の巡回を実施していましたが、今後は、既に放置禁止区域を指定している他の駅と同様に、巡回時に現認した放置自転車等に警告札を添付、駐車指導を行い、一定の頻度で放置自転車等の撤去移動作業を実施します。

撤去した自転車等は、自転車返還所(末広町地内)で一定期間保管し、その間に来所した所有者等から返還費用を徴収したうえで返還することになります。

※返還費用 原動機付自転車 6,000円/台 自転車 3,000円/台

6 お問い合わせ先 防犯交通安全課 自転車対策担当 藤、杉田

電話 0797-77-2020 (防犯交通安全課直通)

自転車等放置禁止区域図（案）

